

佐久穂町国民保護計画

資料編

(初回策定 平成 19 年 3 月)

令和 5 年 9 月

佐 久 穂 町

用語の定義

佐久穂町国民保護計画で使用する用語の意味と正式名称等は、次のとおりです。

1 地域等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	市町村	長野県に属する全市町村	
2	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
3	避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）	法第52条
4	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第58条
5	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村（武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。）	法第119条（「被災地」、「被災地域」、「被災地市町村」は使用しない）

2 機関名等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	町	佐久穂町	
2	県	長野県	
3	広域連合	佐久広域連合 佐久広域連合北部消防署	
4	公安委員会	長野県公安委員会	
5	警察本部	長野県警察本部	
6	町本部	佐久穂町国民保護対策本部、佐久穂町緊急対処事態対策本部	
7	国本部	武力攻撃事態等対策本部、緊急対処事態対策本部	
8	県本部	長野県国民保護対策本部、長野県緊急対処事態対策本部	
9	町対策本部	佐久穂町国民保護対策本部	法第27条
10	国対策本部	武力攻撃事態等対策本部	事態対処法第10条
11	県対策本部	長野県国民保護対策本部	法第27条
12	町緊急本部	佐久穂町緊急対処事態対策本部	法183条
13	県緊急本部	長野県緊急対処事態対策本部	法183条
14	町現地対策本部	町対策本部の事務の一部を行なう組織	法28条
15	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法24条
16	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行なう組織	法28条
17	指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの 具体的には、内閣府、警察庁、防衛庁、金融庁、消防庁、法務省、外務省、気象庁、環境省外	事態対処法第2条
18	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの、具体的には、財務局、税関、地方厚生局、都道府県労働局、森林管理局、地方農政局、管区气象台外	事態対処法第2条

19	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を含む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
20	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を含む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの具体的には、NHK長野放送局、NTT長野支店、中部電力佐久営業所、日本郵政公社高野町郵便局、千曲病院外	

3 法令・条例等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	法第1条に同じ
2	法 （国民保護法）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）で、武力攻撃態勢等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や、地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている	（必要な場合「国民保護法」）
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年9月15日政令第275号）	
4	国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称一般的には武力紛争の際に適用される国際法で、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。	
5	災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	
6	自治法	地方自治法（昭和22年法律第67号）	
7	警職法	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定 義	備 考
1	町長	佐久穂町長	
2	知事	長野県知事	
3	対処基本法	武力攻撃等への対処に関する基本的な方針	事態対処法第9条
4	緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に関する基本指針	事態対処法第25条
5	基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的方針、基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中でも最も上位にある。基本指針にも基づいて、指定行政機関、都	法第32条

		道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び、指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。	
6	国民保護計画	県及び指定行政機関が政府が定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。国民の保護のための措置を行なう実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。	法第35条
7	県国民保護計画	長野県の国民保護に関する計画	法第34条
8	国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画であり、各機関が実施する国民の保護の為の措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。	法第36条
9	武力攻撃	我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行なわれる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。	事態対処法第2条
10	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行なうとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合には、これに該当すると考えられる。	事態対処法第2条
11	武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。	
12	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行なわれることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処する事が必要なもの。	事態対処法第25条
13	ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等を行なう要員をいう。	
14	特殊部隊	正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。	
15	NBCR兵器	核兵器（Nuclear）生物（Biological）	

	エヌ・ビー・シー	化学 (Chemical) 放射能 (Radiation)	
16	災害	武力攻撃災害、緊急対処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
17	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
18	緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
19	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる。	法第139条
20	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のこと。本格的な工事を行なって機能を現状に回復させる。	法第141条
21	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、又は武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は、武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
22	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22第1号に掲げる措置（同号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するもの	法第2条では「国民保護のための措置」
23	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む、）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
24	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法第97条では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
25	情報要求	この時点で必要とされる情報	
26	避難住民等	避難住民及び被災者	
27	避難住民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	「避難民」、「避難者」は使用しない
28	被災者	武力攻撃災害による被災者	法第74条「被災住民」は使用しない
29	集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	

30	避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。	法第148条
31	避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	
32	収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設	法第75条
33	義援金	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申し入れがあった金銭	
34	救援物資	避難住民の救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。）	法第81条では「物資」
35	特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
36	緊急物資	非難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条。「避難物資」、「防災物資」は使用しない
37	医薬品	薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項の医薬品	法第92条
38	医療機器	薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第4項の医療機器	法第92条
39	放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2の放送事業者その他の放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の事業を行う者	法第7条に同じ
40	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命じられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
41	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法99条
42	生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの ②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で、政令で定めるもの	法102条
43	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの	法103条
44	応急措置	武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するための応急の措置	
45	避難経路	住民が避難する経路のこと、避難路や、鉄道路線等から編成される	「避難路、避難路線」は使用しない
46	防災機関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体（県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定（地方）公共機関）	
47	警察官等	警察官、海上保安官及び自衛官	

48	安定ヨウ素剤	核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。これが人体に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被爆を引き起こすこととなる。放射線ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておく、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。	
49	航空攻撃	我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。	
50	災害時要支援者	次のいずれかに該当する者をいう。 ①自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 ②自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 ③危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 ④危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者	
51	自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。	
52	赤十字標章	軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。赤十字標章とは、この特殊標章のことである。	
53	対策本部長	事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。	
54	ダーティーボム	爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一体に放射性物質を撒き散らす。	
55	弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことであり、弾頭には通常爆弾のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。	
56	着上陸侵攻	我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海・航空優勢を得た後、海または空から地上部隊などを上陸または着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。	
57	特殊標章	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。	
58	トリアージ	災害時において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を	

		行うために、傷病者の状態の緊急性や重症度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。	
60	ハイパーN・DMAT	NBC災害に対応が可能な医療従事者により編成された災害医療チーム。	
61	非常通信協議会	総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会で、災害等非常事態が発生した場合に、人命救助、災害者の救援、通信の確保または、秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。	
62	防災行政無線	主な県の現地機関、市町村、消防本部及び防災関係を無線回線などで結んだ通信網のこと。	

関係機関の連絡先

1 指定地方行政機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
佐久広域連合消防本部	佐久市中込2947	0267-64-0119
北部消防署	佐久市下小田切544-1	0267-82-0119
佐久地域振興局	佐久市跡部65-1	0267-63-3111
佐久建設事務所	佐久市臼田2015	0267-82-3101
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1	0267-63-3162
長野県警察本部	長野市大字南長野字幅下692-2	026-233-0110
佐久警察署	佐久市岩村田1156-2	0267-68-0110
大日向警察官駐在所	佐久穂町大字海瀬1555	0267-86-3269
海瀬警察官駐在所	佐久穂町大字海瀬11-1	0267-86-2056
高野町警察官駐在所	佐久穂町大字高野町469-6	0267-86-2038
八千穂警察官駐在所	佐久穂町大字畑448	0267-88-2005
長野県危機管理局危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7184
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町1108	026-234-5123
信越総合通信局	長野市旭町1108	026-234-9962
新潟運輸局長野陸運支局	長野市大字西和田428-1	026-243-4384
関東地方整備局長野国道工事事務所	長野市鶴賀字中堰145	026-264-7008
北陸地方整備局千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村74	026-227-9434

関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108	026-233-2500
中部森林管理局東信森林管理署	佐久市臼田1822	0267-82-2036
小諸労働基準監督署	小諸市三和1-6-22	0267-22-1760
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738

2 自衛隊等

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第13普通科連隊本部	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

3 指定公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
東日本旅客鉄道(株)長野支社	長野市大字栗田源田窪992-6	026-226-5306
東日本旅客鉄道(株)小海線統括センター	佐久市中込2021-2	0267-63-1202
東日本旅客鉄道(株)羽黒下駅	佐久穂町大字平林115	0267-86-2019
東日本旅客鉄道(株)中込駅	佐久市中込2021-2	0267-62-9055
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町1137-5 N T T 新田町ビル内	026-225-4389 (災害時緊急電話)
N T T 東日本長野東信サービスセンター	東御市鞍掛上河原83-1	0268-71-6113
日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5200
中部電力(株)佐久営業所	佐久市跡部167-1	0267-62-1141
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	0263-34-3500
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
郵便事業を営む者		
海瀬郵便局	佐久穂町大字海瀬956-1	0267-86-2045
高野町郵便局	佐久穂町大字高野町471-1	0267-86-2042
上簡易郵便局	佐久穂町大字上1434	0267-86-3087
四ツ谷簡易郵便局	佐久穂町大字海瀬223-2	0267-86-3752
羽黒下簡易郵便局	佐久穂町大字平林121	0267-81-2068
八千穂郵便局	佐久穂町大字畑821-1	0267-88-2042
八郡簡易郵便局	佐久穂町大字八郡587	0267-88-2243

4 指定地方公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
千 曲 バ ス (株)	佐久市野沢20	0267-62-0081
(社)長野県エルピーガス協会	長野市中御所1-16-13天馬ビル4階	026-229-8734
(社)長野県トラック協会	長野市南長池710-3	026-254-5151

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
南 佐 久 北 部 森 林 組 合	佐久穂町大字海瀬2766-3	0267-86-4202
佐 久 穂 町 商 工 会	佐久穂町大字高野町561-1	0267-86-2275
佐 久 医 師 会	佐久市原569-7	0267-62-0442
J A 佐 久 浅 間 佐 久 穂 支 所	佐久穂町大字高野町533	0267-86-2025
J A 佐 久 浅 間 農 業 協 同 組 合 本 所	佐久市猿久保882	0267-68-1112
八 十 二 銀 行 佐 久 穂 支 店	佐久穂町大字高野町569	0267-86-2582
佐 久 穂 町 社 会 福 祉 協 議 会	佐久穂町大字高野町351	0267-86-4273
佐 久 水 道 企 業 団	佐久市跡部101	0267-62-1290
南 佐 久 環 境 衛 生 組 合	佐久穂町大字宿岩306	0267-86-7710
南 佐 久 郡 町 村 会	佐久穂町大字宿岩306	0267-86-5520
佐 久 穂 町 立 千 曲 病 院	佐久穂町大字高野町328	0267-86-2360
佐 久 総 合 病 院	佐久市臼田197	0267-82-3131
高 見 沢 医 院	佐久穂町大字海瀬17	0267-86-2044
八 千 穂 ク リ ニ ッ ク	佐久穂町大字畑481-4	0267-88-3931
た な べ 診 療 所	佐久穂町大字高野町730-1	0267-86-1186
新 海 歯 科 医 院	佐久穂町大字高野町2944-23	0267-86-2122
小 須 田 歯 科 医 院	佐久穂町大字高野町326-1	0267-86-1182
青 森 歯 科 医 院	佐久穂町大字穂積1335	0267-88-3532
(株)エフエム佐久平	佐久市佐久平駅東1-1	0267-65-8888
佐 久 漁 業 協 同 組 合	佐久市跡部17-1	0267-62-0764
南 佐 久 南 部 漁 業 協 同 組 合	小海町大字土村3981-1	0267-92-2167

関係機関との協定一覧

協定名称	応援の内容	手続き
中部西関東市町村地域連携軸協議会	災害時における、食料他物資等の備蓄の相互活用	応援要請書により対応
郵便局(株)信越支社 高野町郵便局	災害時の特別事務取扱 相互施設用地提供 情報の相互提供	相互の協力要請による
社団法人佐久医師会	医療救護班の派遣 医薬品の提供	相互の協力要請による

※その他佐久穂町地域防災計画を準用する

関係報道機関一覧

名称	連絡先
NHK長野放送局	電話 026-291-5200
信越放送本社	電話 026-259-2111
長野放送	電話 026-227-3000
テレビ信州TSB放送センター	電話 026-227-5511
長野朝日放送本社	電話 026-223-1000
長野FM放送長野支社	電話 026-224-6088
信濃毎日新聞社長野本社	電話 026-236-3000
日本経済新聞社長野支局	電話 026-232-2111
中日新聞社	電話 026-228-1456
読売新聞	電話 026-234-4311
毎日新聞	電話 026-234-2175
朝日新聞	電話 026-223-7000
産経新聞	電話 026-223-1212
共同通信社	電話 026-232-2219
時事通信社	電話 026-232-3230

国民の保護に関する措置の仕組み

町対策本部長の補佐機能の編成例

	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・ 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

町の各部課室における武力攻撃事態における業務

部局名	武力攻撃事態等における業務
総務課 総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること ・ 安否情報の収集に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
住民税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関すること
産業振興課・ 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧に関すること
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・ 住民の避難誘導に関すること

町の各課における平素の業務

機 関 名	内 容
共 通	1 町長・町対策本部長の命ずる事項
危機管理対策部 総務課	1 町国民保護措置の総括 2 町国民保護対策本部の設置・運営 3 町内における国民保護措置の総合調整 4 国民保護に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報、避難の指示等 6 消防に関すること 7 防災行政無線に関すること 8 危険物質等の保安対策 9 被災情報の収集・提供等 10 特殊標章等の交付、許可 11 避難施設・集合施設等の指定 12 国民保護に関する備蓄・訓練等
総務対策部 (主管：総務課) 総合政策課 住民税務課 議会事務局	1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 2 職員の活動支援、安否、補償等に関すること 3 町の所有に属する財産・車輛等の管理等 4 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 5 広報・広聴 6 写真等による情報の記録・収集等 7 人権の擁護に関すること 8 外国人の保護に関すること 9 避難住民の誘導 10 安否情報の収集・提供等 11 自治組織の連絡調整・支援 12 議会に関すること 13 役場庁舎・現地対策本部の設置・移転等 14 不服申立、争訟等に関すること 15 その他各対策部の事務に属さないこと
民生対策部 (主管：健康福祉課) 会計室 住民税務課 千曲病院 老人保健施設 保育所 社会福祉協議会 佐久環境衛生組合	1 高齢者、障害者、乳幼児等の保護に関すること 2 町税・諸収入に関すること 3 避難所・集合施設等の開設・運営 4 戸籍・住民登録・外国人登録 5 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること 6 感染症の予防、対策等 7 町内の病院等に関すること 8 ボランティアに関すること 9 保育園児の保護に関すること 10 保育所園児の応急保育

	<ul style="list-style-type: none"> 1 1 赤十字標章等の交付、使用許可申請 1 2 義援金、救援物資の収配等 1 3 費用の出納及び物品の調達 1 4 生活必需品の給与、確保等 1 5 住民の健康維持、保険衛生 1 6 入浴施設、トイレ等の確保、提供 1 7 食品衛生、水質検査等 1 8 死体の処理、埋葬 1 9 廃棄物、し尿の処理 2 0 有害物質等の保安対策 2 1 他対策部に属しない生活支援及び保護に関すること
<p>商工農林対策部 (主管：産業振興課) 産業振興課 農業委員会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の計画、手配、運営 2 商工業に関すること 3 就職支援 4 観光業、観光客の保護に関すること 5 食品の給与、確保 6 農林水産業に関すること 7 家畜防疫、へい獣処理等 8 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 9 河川漂流物等に関する情報収集、保管、対処等に関すること。
<p>土木対策部 (主管：建設課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路の状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の手配、建設、供与 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等 4 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等 5 市街地等の状況把握、対策 6 公共土木施設等の状況把握、対策 7 農林道の状況確認・確保・情報提供 8 用地の確保、土地使用・提供等 9 危険箇所、支障となる工作物の除去等 1 0 土木資機材等の手配 1 1 建築の制限、緩和等 1 2 被災者住宅の再建支援 1 3 特殊車両の通行許可 1 4 町営住宅に関すること 1 5 応急公用負担等 1 6 上下水道、給水その他飲料水の供給
<p>文教対策部 (主管：教育委員会) こども課 生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の保護に関すること 2 児童生徒の応急教育 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力 4 文教施設等の状況調査、把握、対策 5 文化財の保護に関すること

<p>消防団 (主管：総務課)</p>	<ol style="list-style-type: none">1 避難住民の誘導2 高齢者、障害者、乳幼児等の避難の補助3 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減4 住民への情報伝達及び町内情報の収集5 避難住民等の救援の補助
-------------------------	---

避難施設一覽

2043	松井グラウンド	3840704	大字八部2 0 4 9 番地6 2	0267883632	-	佐久穂町長	生涯学習課	0267862041	0267862939									2500			1250			屋外のみ	○		○											
2044	穂積グラウンド	3840702	大字穂積2 3 6 5 番地1	-	-	佐久穂町長	生涯学習課	0267862041	0267862939									3500			1750			屋外のみ	○		○											
2045	しらかば社会体育館駐車場	3840702	大字穂積1 4 0 3 番地	0267813050	0267813040	佐久穂町長	生涯学習課	0267862041	0267862939									1000			500			屋外のみ	○		○	○										
2046	生涯学習館(茂来館)	3840503	大字海瀬2570	0267862041	-	佐久穂町長	生涯学習課	0267862041	0267862939	○	○	F2		4869		4869				10000		5901	5000	2434	休館日以外 8:30~21:30	○	○	○			○	○		○	○			
2048	畑屋内ゲートボール場	3840701	大字畑660	0267883545	-	佐久穂町長	健康福祉課	0267862525	0267864935			○	F1		3000						3000			1500		○		○			○							
2049	海瀬屋内ゲートボール場	3840503	大字海瀬5199-67	-	-	佐久穂町長	健康福祉課	0267862525	0267864935			○	F1		3000						3000			1500		○		○			○							
2050	穂積屋内ゲートボール場	3840702	大字穂積2365	-	-	佐久穂町長	健康福祉課	0267862525	0267864935			○	F1		400						400			200		○		○			○							
2101	佐久穂町立佐久穂小学校体育館	3840503	大字海瀬2 7 1 4	0267862134		佐久穂町長	教育委員会	0267864940	0267862939	○		F1		1500		1500						1818		400	平日 8:30~18:00	○	○			○								
2102	余地ダム公園	3840501	大字余地535	-	-	佐久穂町長	教育委員会	0267862525	0267864935											14000			7000		屋外のみ	○		○			○							
2103	月見公園	3840503	大字海瀬5737	-	-	佐久穂町長	教育委員会	0267862525	0267864935											180			90		屋外のみ	○												
2104	花岡遺跡公園	3840503	大字海瀬2387		-	佐久穂町長	教育委員会	0267862525	0267864935											2700			1350		屋外のみ	○												
2105	かさなり公民館	3840503	大字海瀬1172-50		-	かさなり区	総務課	0267862525	0267864935			○	F1		200						200			100		○		○			○		○					
2106	桜町児童公園	3840613	大字高野町652	-	-	佐久穂町長	教育委員会	0267862525	0267864935											350			175		屋外のみ	○												
2107	東町区公会場	3840613	大字高野町2942		-	東町区長	総務課	0267862525	0267864935			○	F1		150						150			75		○		○			○		○					
2108	城山公園	3840701	大字畑3238	-	-	佐久穂町長	教育委員会	0267862525	0267864935											600			300		屋外のみ	○												
2109	愛宕公園	3840702	大字穂積1692	-	-	佐久穂町長	教育委員会	0267862525	0267864935											440			220		屋外のみ	○												
2110	佐久穂町老人保健施設さやか	3840613	大字高野町352-2	0267865330	0267865331	佐久穂町長	老人保健施設さやか	0267865330	0267865331	○		F2		3292		3292						3990		1646	24時間	○	○			○	○	○	○	○	○			
2111	特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷	3840613	大字高野町303-1	0267667010	0267667011	(社福) 佐久平福社	(社福) 佐久平福社	0267667010	0267667011	○		F2		2301		2301						2789		1150	24時間	○	○	○		○	○	○	○	○				